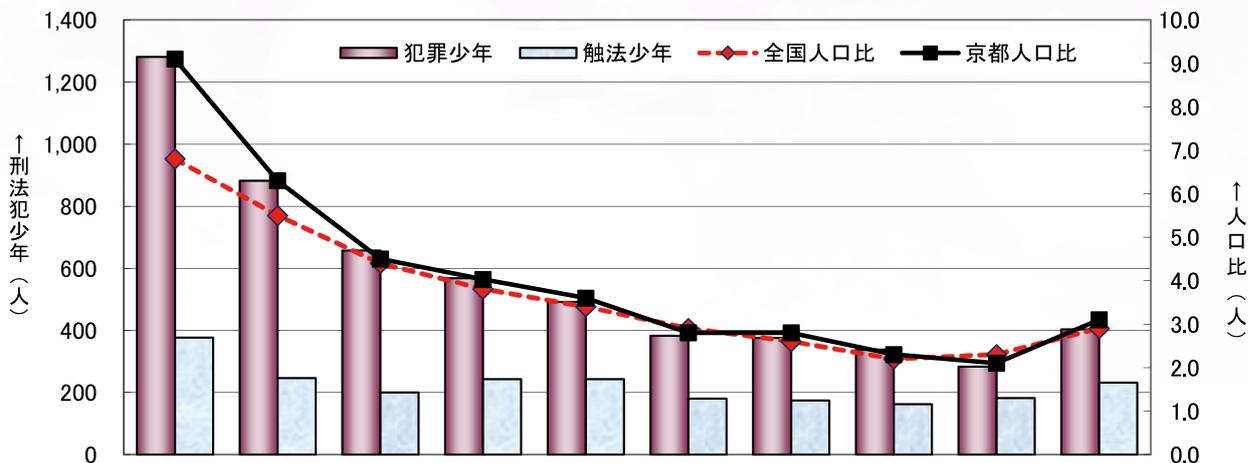


少年非行等の実態

～令和5年～



区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯少年	1,658	1,128	857	811	735	563	550	500	465	635
犯罪少年	1,281	882	657	568	492	383	376	338	283	403
触法少年	377	246	200	243	243	180	174	162	182	232
全国人口比	6.8	5.5	4.4	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9
京都人口比	9.1	6.3	4.5	4.0	3.6	2.8	2.8	2.3	2.1	3.1

新型コロナウイルス感染症対策による行動制限が解除されたこと等の要因により、京都における刑法犯少年の検挙・補導人員が14年ぶりに増加しました。

刑法犯で検挙された少年（犯罪少年）の人口比は、全国、京都ともに増加しており、京都の人口比は全国平均を上回っています。

凡 例

犯 罪 少 年	罪を犯した14歳以上20歳未満の者
触 法 少 年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
◁ 犯 少 年	保護者の正当な監護に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
非 行 少 年	犯罪少年、触法少年及び◁犯少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
人 口 比	国勢調査の結果を基礎に算出した京都府内に居住する14歳から19歳までの推計人口1,000人当たりの検挙人員
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領

注 本資料の図表における構成比は、四捨五入してあるため、合計と内訳の数値の計が一致しない場合がある。



京都府警察本部生活安全部少年課



1 京都府における少年非行状況

区 分			令和4年	令和5年	増 減	
					人員	増減率%
非 行 少 年	刑 法 犯	犯罪少年	283	403	120	42.4
		触法少年	182	232	50	27.5
		計	465	635	170	36.6
	特 別 法 犯	犯罪少年	131	144	13	9.9
		触法少年	18	33	15	83.3
		計	149	177	28	18.8
	ぐ 犯 少 年		9	4▲	5▲	55.6
	合 計		623	816	193	31.0
	不 良 行 為 少 年		24,497	27,727	3,230	13.2

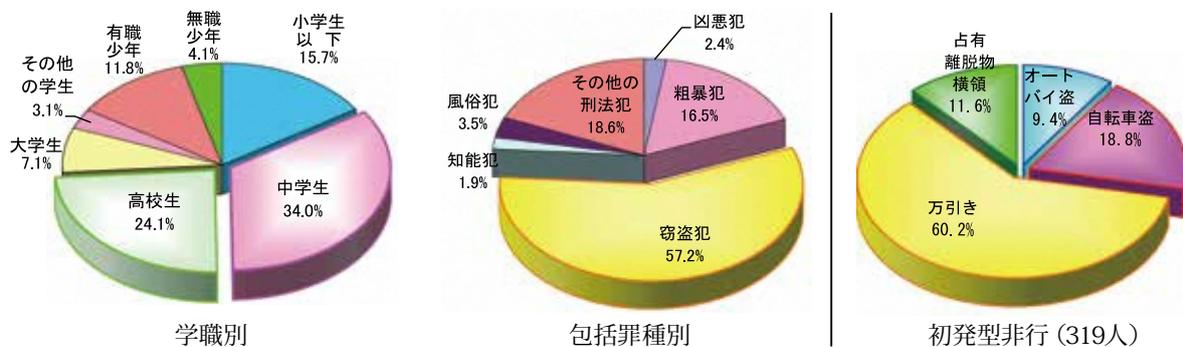
令和5年中の非行少年の検挙・補導人員は、816人（前年比+193人、+31.0%）でした。不良行為少年の補導人員は、27,727人（前年比+3,230人、+13.2%）でした。

2 刑法犯少年の検挙・補導状況

(1) 学職別、包括罪種別

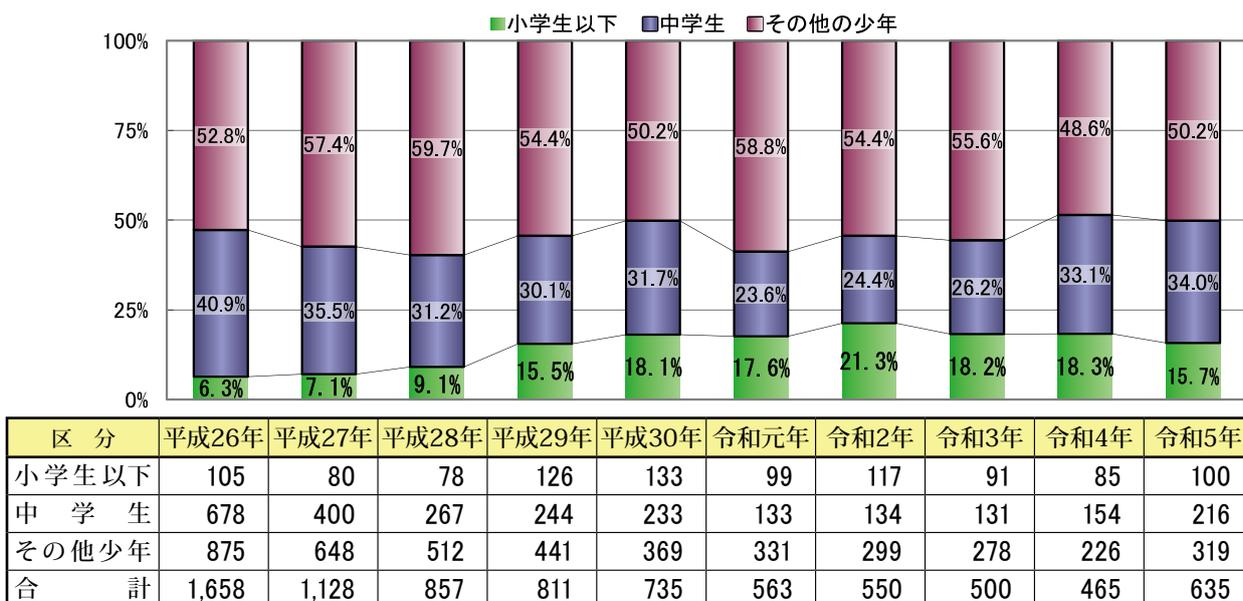
区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増 減	
									人員	増減率%
総 数	100	216	153	45	20	75	26	635	170	36.6
凶 悪 犯	2	2	2	2	1	4	2	15	6	66.7
粗 暴 犯	13	32	26	3	5	23	3	105	42	66.7
窃 盗 犯	66	137	86	18	5	36	15	363	87	31.5
うちオートバイ盗		10	14			2	4	30	7	30.4
うち自転車盗	4	29	13	8	1	5		60	25	71.4
うちひったくり		2				2		4	4	—
うち万引き	53	75	40	7	1	8	8	192	35	22.3
知 能 犯			2	4	2	3	1	12▲	4▲	25.0
風 俗 犯	2	9	5	3	3			22	8	57.1
その他の刑法犯	17	36	32	15	4	9	5	118	31	35.6
うち占有離脱物横領		5	12	14	2	3	1	37	11	42.3
前 年 対 比	人員	15	62	25	23	13	25	7	170	
	増減率%	17.6	40.3	19.5	104.5	185.7	50.0	36.8	36.6	

◎刑法犯検挙・補導人員635人の概要



刑法犯で検挙・補導した少年のうち学職別では、中学生と高校生で全体の約6割を占め、罪種別では、窃盗犯が約6割を占めています。初発型非行が、刑法犯全体の約半数を占めています。

(2) 非行の低年齢化



小学生以下の少年の占める割合が 15.7%（前年比-2.6P）と、高止まり傾向にあり、依然として非行の低年齢化がうかがわれることから、スクールサポーターによる小学校低学年を対象とした非行防止教室の開催などに取り組んでいます。

(3) 校内暴力事件の状況

項目別	年次別	令和4年			令和5年			増 減					
		検挙 件数	検挙 人員	被害者	検挙 件数	検挙 人員	被害者	検挙 件数	%	検挙 人員	%	被害者	%
総 数		9	9	9	4	4	4	▲ 5	▲55.6	▲ 5	▲55.6	▲ 5	▲55.6
学 校 別	小 学 校	2	2	2				▲ 2	▲100.0	▲ 2	▲100.0	▲ 2	▲100.0
	中 学 校	6	6	6	4	4	4	▲ 2	▲33.3	▲ 2	▲33.3	▲ 2	▲33.3
	高 校	1	1	1				▲ 1	▲100.0	▲ 1	▲100.0	▲ 1	▲100.0

校内暴力事件とは、学校内等における小学生、中学生または高校生による「教師に対する暴力事件」「生徒間の暴力事件」「学校施設、備品等に対する損壊事件」をいいます。

令和5年中に警察が検挙・補導した校内暴力事件4件はいずれも中学校における事件で、うち2件が教師に対する暴力事件でした。

STOP! 子供の性被害!

SNSで知り合った相手にだまされて、子供達が自分の裸などの写真を送ってしまう事案や痴漢・盗撮といった性被害を防止するため、京都府警察ではX(旧Twitter)における注意喚起・警告活動やYouTubeターゲットング広告用の動画を作成したほか、「ちかん盗撮撲滅動画・イラストコンテスト」を開催し、啓発用のポスターやチラシ、動画を制作し、鉄道施設や商業施設で掲示、放映するなどしました。



ターゲットング広告用動画



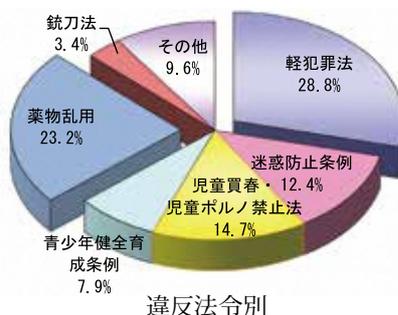
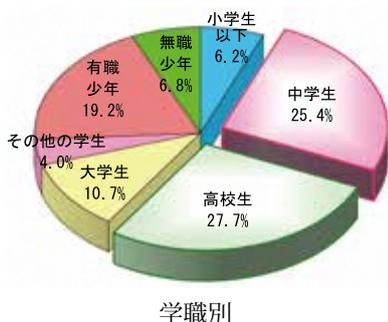
痴漢・盗撮防止ポスター
(最優秀イラスト作品)

3 特別法犯少年の検挙・補導状況

(1) 概要

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増 減	
									人員	増減率%
総 数	11	45	49	19	7	34	12	177	28	18.8
軽 犯 罪 法	8	26	8	3		4	2	51	5	10.9
迷惑行為防止条例	2	6	10	4				22	7	46.7
青少年健全育成条例			5	3		5	1	14	▲ 8	▲ 36.4
廃 棄 物 処 理 法			1	1		1		3	▲ 4	▲ 57.1
風 営 適 正 化 法								0	0	—
児童買春・児童ポルノ法		12	10	1	1	1	1	26	19	271.4
銃砲刀剣類所持等取締法			2	1		3		6	▲ 8	▲ 57.1
覚 醒 剤 取 締 法							1	1	1	—
大 麻 取 締 法			5	5	6	18	4	38	8	26.7
そ の 他	1	1	8	1		2	3	16	8	100.0
前 年 人 員	4	16	14	5	▲ 2	▲ 11	2	28		
同 期 比 増 減 率 %	57.1	55.2	40.0	35.7	▲ 22.2	▲ 24.4	20.0	18.8		

◎特別法犯検挙・補導人員177人の概要



特別法犯で検挙・補導した少年のうち、学職別では、中学生と高校生が全体の約半数を占め、違反法令別では、軽犯罪法が全体の約3割を占めているほか、薬物乱用事犯が全体の約2割を占めています。

(2) 薬物乱用少年の状況

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増 減	
											人員	増減率%
覚 醒 剤 取 締 法	1	6	6	2	1	1				1		—
大 麻 取 締 法	2	11	25	19	16	13	21	33	30	38	8	26.7
うち中学生			1	1	1	1		1			0	—
うち高校生		6	5	4	4	2	7	11	2	5	3	150.0
麻 薬 等 取 締 法					1	1	3	1	1	2	1	100.0
劇 毒 物 法											0	—
薬 物 乱 用 少 年	3	17	31	21	18	15	24	34	31	41	10	32.3

薬物乱用少年41人のうち、大麻取締法違反が38人（前年比+8人、+26.7%）と高止まり状態であり、少年への大麻の蔓延が懸念されます。

薬物乱用防止教室などを通じ、少年に大麻をはじめとする違法薬物の危険性を正しく理解させる必要があります。

薬物乱用

Q1 インターネットでは「大麻は害がない」と書いてありますが本当ですか？

A1 答えはNOです。大麻は違法で有害な薬物です！

インターネットには、誤った情報がたくさん流れています。

Q2 一度だけなら大丈夫って聞きましたけど、本当ですか？

A2 絶対にそんなことはありません。違法薬物の使用は一度でも「乱用」です。

一度でも乱用すると、依存症になってしまう危険性があります。「一度だけなら大丈夫」という軽い気持ちで乱用者になった例はたくさんあります。

Q3 処方薬や市販薬なら薬物乱用にならないのですか？

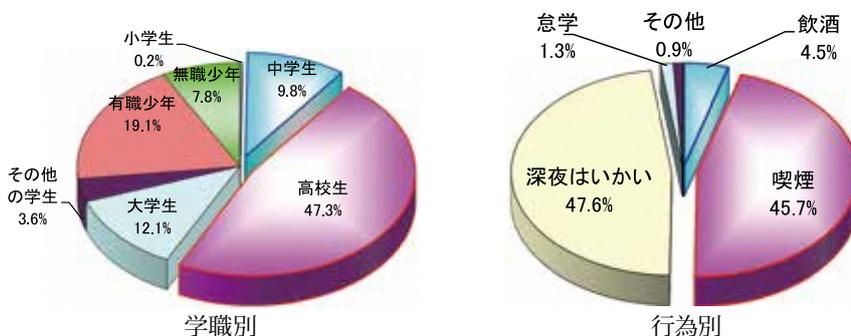
A3 処方薬や市販薬でも用法・用量を守らなければ「乱用」です。

違法薬物でなくても、処方薬や市販薬などの過剰摂取（オーバードーズ）は薬物中毒や薬物依存を引き起こすことがある危険な行為です。

4 不良行為少年の補導状況

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数	増 減	
									人員	増減率%
総 数	66	2,731	13,120	3,355	999	5,300	2,156	27,727	3,230	13.2
飲 酒		22	113	811	76	165	53	1,240	▲ 93	▲ 7.0
喫 煙	2	716	3,012	2,543	845	4,227	1,339	12,684	1,021	8.8
薬 物 乱 用		1	1					2	2	—
粗 暴 行 為	7	51	26	1	1	4	4	94	64	213.3
刃 物 等 所 持		3				1		4	2	100.0
金 品 不 正 要 求										—
金 品 持 ち 出 し	2	3	2					7	5	250.0
性 的 いた ず ら			1					1	1	—
暴 走 行 為		1	29		2	18	5	55	15	37.5
家 出	2	1	1					4	▲ 3	▲ 42.9
無 断 外 泊		11	17				1	29	▲ 30	▲ 50.8
深 夜 は い か い	53	1,805	9,638		75	884	754	13,209	2,051	18.4
怠 学		98	256					354	178	101.1
不 健 全 性 的 行 為		3	4					7	3	75.0
不 良 交 友										—
不 健 全 娯 楽		16	20			1		37	14	60.9
前 年 対 比	人 員	25	734	2,148	345	30	▲ 354	302	3,230	
	増 減 率 %	61.0	36.8	19.6	11.5	3.1	▲ 6.3	16.3	13.2	

◎不良行為補導人員27,727人の概要



非行の前兆である深夜はいかい、喫煙等の不良行為を行う少年に対する街頭補導活動により、令和5年中に27,727人の少年を補導しました。

学職別割合では高校生が最も多く、次いで有職少年となっています。また、中学生と高校生の割合が、全体の半数以上を占めています。

行為別割合では、「深夜はいかい」と「喫煙」で、全体の9割以上を占めています。

防止Q&A

Q4 一度依存症になるともう治らないのですか？

A4 長期間薬物の影響に苦しむこととなり、完治は非常に困難です。

依存症の治療は周囲のサポートが必要な上に、特効薬がなく、とても困難なものです。乱用をやめてもささいなストレスでフラッシュバック(突然の幻覚・妄想の再燃)が起こることがあります。

Q5 薬物乱用で苦しむのは自分だけですか？

A5 いいえ。あなたの周りにいる家族や友達も苦しむことになります。

薬物乱用による幻覚・妄想などの精神症状からくる異常な行動により、多くの悲劇を生みます。

大麻は、脳の正常な成長を妨げる。

大麻は依存性があり、簡単には止められなくなる。

大麻は記憶力の低下や幻覚・妄想を引き起こす。

5 福祉犯の検挙状況

区 分	令和4年			令和5年			増減		
	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年
児 童 福 祉 法	9	8	4	2	1	1	▲ 7	▲ 7	▲ 3
二十歳未満ノ者飲酒禁止法	1	2	1	4	5	4	3	3	3
二十歳未満ノ者喫煙禁止法	14	14	14	12	11	12	▲ 2	▲ 3	▲ 2
風 営 適 正 化 法	3	3	4				▲ 3	▲ 3	▲ 4
職 業 安 定 法									
労 働 基 準 法									
青少年健全育成条例	46	46	41	34	34	29	▲ 12	▲ 12	▲ 12
児童買春・児童ポルノ禁止法	93	55	47	104	68	50	11	13	3
うち児童ポルノ	73	35	38	76	48	39	3	13	1
そ の 他	3	2	2	16	9	14	13	7	12
合 計	169	130	113	172	128	110	3	▲ 2	▲ 3

令和5年中の福祉犯の検挙状況は、検挙件数172件、検挙人員128人、被害少年110人で、前年比で検挙件数は増加、検挙人員と被害少年は減少しました。

被害少年のうち、88人が中学生、高校生であり全体の約8割を占めています。

また、児童ポルノ事犯の被害少年の約6割がSNSの利用に起因しています。

6 少年相談活動の実施状況

(1) 少年相談活動状況

相談	年次	令和5年					
		構成比	うち 非行問題	うち 学校問題	うち 家庭問題	うち 犯罪被害	
総 数	少年自身	309	26.9	54	20	84	43
	保護者	634	55.2	143	104	210	69
	その他	205	17.9	37	40	29	45
	計	1,148	100.0	234	164	323	157

令和5年中に警察本部少年課及び警察署における少年相談活動は1,148件で、そのうち保護者からの相談は634件でした。

また、相談内容は家庭問題が323件（少年相談全体の28.1%）でした。

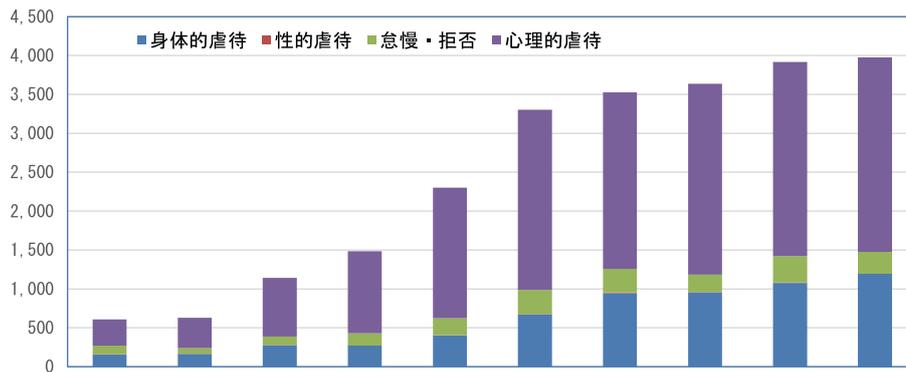
(2) 少年自身による相談の学職男女別

区分	学職	少年 自身	学 生 ・ 生 徒					有職 少年	無職 少年	不詳	
			小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その 他の 学生				計
男 子		140	22	46	25	3	12	108	5	26	1
女 子		169	10	24	85	7	1	127	4	34	4
総 数		309	32	70	110	10	13	235	9	60	5
	構成比	100.0	10.4	22.7	35.6	3.2	4.2	76.1	2.9	19.4	1.6

少年自身からの相談309件のうち、高校生が110件（全体の35.6%）と最も多く、学生・生徒で約8割を占めています。

男女別では、男子140件（45.3%）、女子169件（54.7%）となっています。

7 児童虐待事案通告状況



区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	増 減	
											人員	増減率%
通告数(児童数)	609	628	1,141	1,484	2,303	3,304	3,526	3,637	3,917	4,012	95	2.4
身体的虐待	157	164	277	271	403	670	944	955	1,078	1,207	129	12.0
性的虐待	3	3	3	2	3	8	10	6	4	3	▲ 1	▲ 25.0
怠慢・拒否	113	72	109	157	217	308	304	223	339	287	▲ 52	▲ 15.3
心理的虐待	336	389	752	1,054	1,680	2,318	2,268	2,453	2,496	2,515	19	0.8

児童虐待の類型

● 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること



● 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



● 怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



● 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

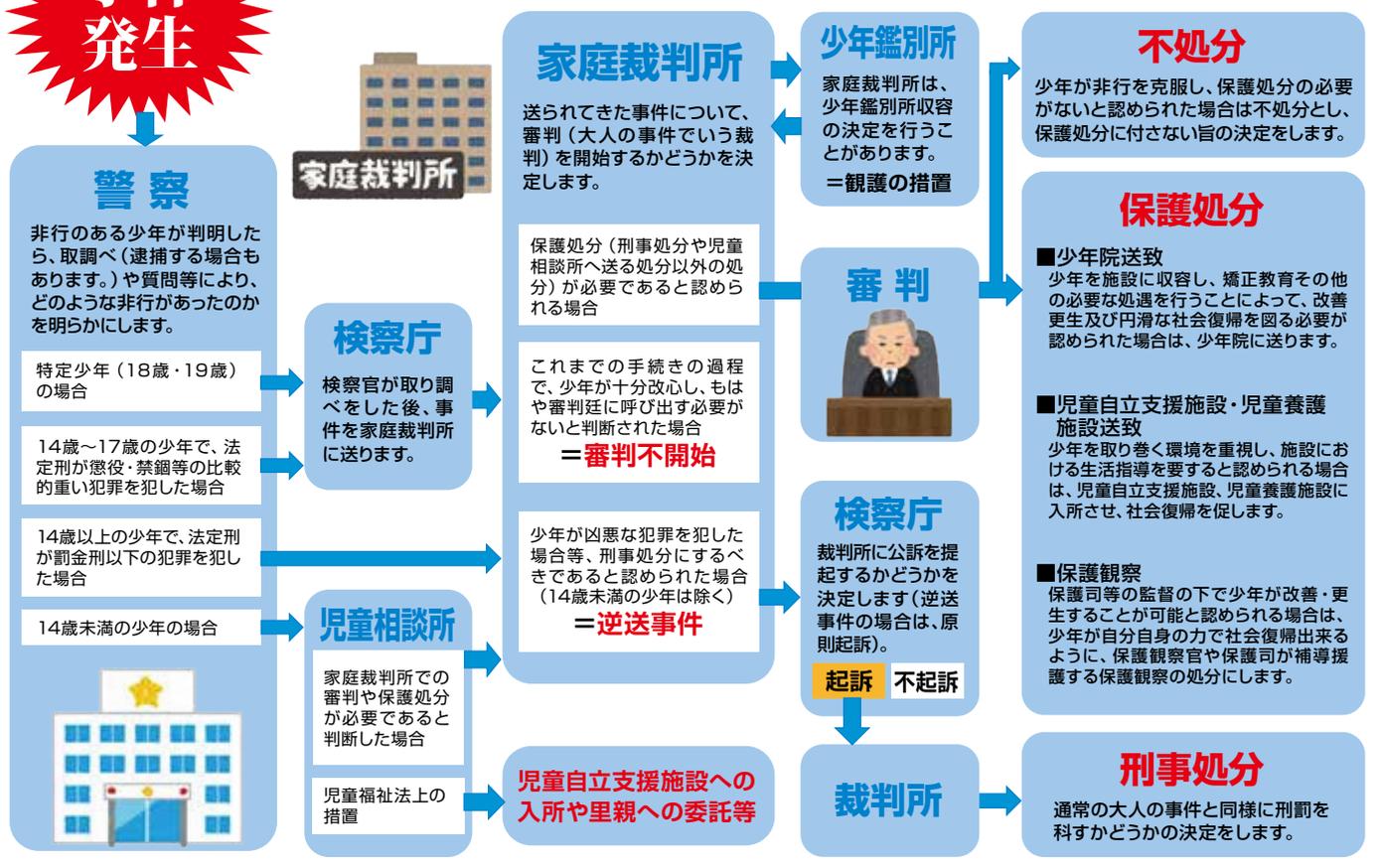


令和5年中、児童虐待の疑いがある取扱いについて、警察から4,012人を児童相談所に通告しており、児童に心理的な悪影響を及ぼす「心理的虐待」の通告が全体の約6割を占めています。

児童虐待は児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、警察では、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底するとともに、児童虐待のおそれがある場合には、すべて児童相談所への通告を実施しています。



少年事件手続きの流れ (概要)



ヤングテレホン(少年相談)のご案内

少年サポートセンターでは、少年の悩みや非行、犯罪被害などに関する相談を毎日24時間受け付けています。
相談できる方は、20歳未満の方や保護者・家族の方、その関係者の方です。



- いじめや友人関係の悩み
- 家庭内暴力やしつけ、家出
- 大麻などの薬物問題
- 「闇バイト」に関する相談
- 児童ポルノなどに関する相談
- その他少年に関する相談



ひとりで悩まずご相談ください。

ヤングテレホン 075-551-7500

